

# 熊本地震10年復興マルシェ 出店者募集要項

# 復興マルシェについて\_目的

---

## 「熊本地震10年関連事業」全体コンセプト・基本方針

「支えられた日々を、支え合う力に。」

この言葉には「これまでのご支援や地域での支え合いを胸に、今度は私たちが誰かを支え、助け合える社会を築いていきたい」という願いを込めています。

このコンセプトのもと、熊本地震の最大の教訓である「地域のつながり」を核に、「犠牲になられた方々への追悼と想いの継承」「復旧・復興の歩みの振り返り」「未来への教訓等の伝承」「支援への感謝と恩返し」という4つの基本方針のもと、年間を通じて事業を企画・展開してまいります。

## 「熊本地震10年復興マルシェ開催事業」目的・概要

熊本地震から10年を迎えるにあたり、熊本の農水産業の復興の歩みを支えていただいた人々に感謝を伝えるとともに、被災から復興を遂げた熊本の農水産業の今を発信します。

また、地元復興マルシェの開催や、EC連動企画の実施を通して、熊本産品の魅力を市民や全国の消費者に向けてPRしてまいります。

# 復興マルシェ概要

## ● 開催期間

令和8年(2026年)4月18日(土)～19日(日)

## ● 開催場所

熊本駅白川口駅前「アミュひろば」

## ● 主催

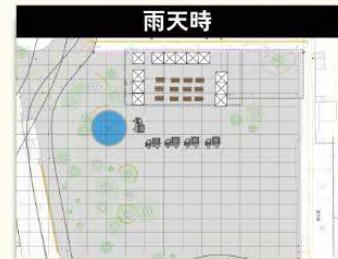
熊本市



 生産者マルシェブース  
3m×3m・10~15出店想定

 キッチンカー  
5台程度の想定

雨天時はキッチンカー以外を屋根下へ固める



## 復興マルシェについて\_キッズマルシェ



### 【概要】

熊本市とその周辺地域を中心とした県内の小学生以下のお子様にご参加いただき、マルシェ出店者の生産者から農水産業(一次産業)と震災のお話を聞き、学んだあとでマルシェでの販売のお手伝いを行うプログラムです。

熊本の農水産業と  
震災からの復興について学ぶ  
(20分程度)



マルシェ  
プライスカード制作  
(30分程度)



生産者と一緒に  
販売体験  
(30分程度)



お手伝いの報酬に食材や  
バッジなどのノベルティを  
プレゼント！



# 出店できる商品の条件・出店料

---

## 出店できる商品の条件

### ●商品の種類

- ①熊本県産の農水産物
- ②熊本県産の農水産物を使用した加工品

### ●商品の価格

市場価格と著しく乖離していないかつ良質なものを提供すること

## 出店料

### ●熊本市負担

- ・基本出店料(企画・運営・広報費、ブース使用料、ブース看板費)
- ・付属備品：机1台、売台1台（追加する可能性あり）

### ●出店者負担

- ・追加備品や電気工事費(必要な場合に限る)

## 募集対象者

---

- 熊本連携中枢都市圏(※1)を中心とした近隣市町村の農漁業者・食品関連事業者生鮮農水産物を取り扱う場合は熊本県産であること。
- 加工食品を取り扱う場合は、熊本県産農水産物を使用した商品であること。
- 食品表示法をはじめとする各種法令等を遵守すること。
- 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しない。
- 原則として**3月16日(月) 15時**から行う出店者説明会に参加できること。
- 原則、食品を取り扱う場合は、熊本市保健所へ営業許可申請または届出が必要であるため、所定の申請・届出手続きをするとともに、食品衛生責任者(調理師などの資格のほか、食品衛生責任者養成講習会の受講でも可)を設置し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行うこと。※営業許可の申請は熊本市保健所の窓口で行う必要があるため、説明会で申請を行うことはできません。なお、臨時営業の許可申請には、1件あたり￥2,200の手数料が必要です。営業届については、説明会で記入することも可能です。
- 売り上げの報告や各種調査にご協力いただけすること。

※1 熊本連携中枢都市圏

熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

# 応募方法

## ●出店をご希望の方は、以下の応募フォームより必要事項を入力のうえ、ご応募ください。

【入力内容】※入力いただいた内容、写真等についてはチラシやSNS等の広報で使用します。

- 1) 出店者名(屋号)
- 2) 連絡先
- 3) 出店内容(取扱商品、メニュー等)
- 4) 商品写真、生産者写真、会社のロゴ等
- 5) 許可・申請に関する事
- 6) その他出店に必要な事項

## ●提出期限

1月30日（金）15時

## ●応募フォーム

以下のフォームにご入力ください。

<https://logoform.jp/form/TGU5/1390509>

問い合わせ先：株式会社ビビッドガーデン(担当:岡野)

メールアドレス:[inquiry2@vivid-garden.co.jp](mailto:inquiry2@vivid-garden.co.jp) (件名に【熊本市復興マルシェについて】と記載ください)

# 出店者の選定等について

---

## ●出店者の選定

熊本市と株式会社ビビッドガーデン（受託者）により、下記の条件に基づき選定します。選定結果についての異議申し立ては受け付けませんので、ご了承の上でお申込みください。

- ・出品商品が、本企画の開催趣旨に合っているか
- ・出品商品が、本企画開催後にも消費者に選んで購入いただける商品力があるか
- ・熊本市内の業者や、熊本市産の農水産物を出品する業者を優先する場合があります
- ・他の出店者と商品が重複しない業者を優先する場合があります
- ・農業者や生産者を構成員に含む組合や団体を優先する場合があります
- ・選定結果は令和8年2月上旬頃通知予定

## ●出店者の取り消しについて

次に該当した場合、出店を取り消します。

- (1) 購入者から苦情が多く寄せられた場合
- (2) 本市や運営事業者に対して、虚偽の報告をした場合や、損害を及ぼす行為をした場合
- (3) 募集対象者の条件や出品できる商品の条件に適合しなくなった場合
- (4) その他、熊本市の指示に従わなかったとき

## 注意事項

---

- ・出店キャンセルは原則不可(場合によってはそれまでに要した費用をご負担いただきます)。
- ・販売員は1ブース2名程度とする。
- ・マルシェブースに出店する方は、主催者側が準備するテントをご使用ください。
- ・食品を販売する際は、熊本市保健所に所定の申請・届出を行うこと。
- ・ブース区画を超えて棚の前に商品を陳列しないこと。
- ・ゴミは各自持ち帰ること。
- ・10万円以上の高額商品の販売はできません。
- ・火気(ガスコンロ等)の使用の場合はご相談くださいませ。※使用できないエリアが一部ございます。
- ・キッチンカーの電源は、基本的には発電機での使用をお願いします。
- ・物品の搬入・搬出等については、出店者が確定後、別途お知らせします。
- ・営業許可の申請は熊本市保健所の窓口で行う必要があるため、説明会で申請を行うことはできません。  
臨時営業許可の申請には1件あたり￥2,200の手数料が必要です。なお、仮設の営業許可を受けていても、主催者が使用するテントを利用する場合は、今回のイベントに対する営業許可申請が必要です。
- ・営業許可申請は、イベント開催日の1週間前までにはご申請ください。
- ・営業届は、説明会にて記入することも可能です。食品衛生責任者については、氏名および資格の種類(例:調理師、講習会受講者など)に加え、食品衛生責任者養成講習会を受講している場合は、その講習会名と受講年月日を把握しておいてください。

## その他

---

### 免責事項

- ・天災等の突発的な事象により、本事業の全部または一部について変更・中止になる場合がありますが、本市はその際に生じた損害について一切負担いたしません。また、それまでにかかった経費等についても返還いたしかねます。
- ・本事業の実施期間中及びその前後を通じて発生した事故、破損、出店取り消し等のいかなる損害についても、本市は一切の責任を負いかねます。